

発議案第10号

北上市固定資産税課税の「誤賦課」に伴う「過誤納金」事務処理
についての意見書提出について

北上市固定資産税の「誤賦課」に伴う「過誤納金」事務処理について、別紙のと
おり、北上市長に対し意見書を提出することを求める。

令和3年12月17日提出

提出者 北上市議会議員 鈴木 健二郎

賛成者 北上市議会議員 菊池 勝

同 三宅 靖

同 武田 勝

同 星 敦子

同 高橋 孝二

提案理由

北上市固定資産税の「誤賦課」に伴う「過誤納金事務処理」の促進等につい
て意見書を提出しようとするものです。

北上市固定資産税課税の「誤賦課」に伴う「過誤納金事務処理」
の促進等についての意見書

北上市固定資産税の「誤賦課」に伴う「過誤納金事務処理」の速やかな実施、損害を被った納税者への返還、再発防止について、下記の事項の意見を提出しようとするものです。

記

- 1 「誤賦課」に伴う「過誤納金事務処理」のうち、平成13年度から令和2年度までの分については、遅くとも令和4年度中に事務処理が完了するよう努力すること。
- 2 平成3年度から平成12年度までの「過誤納金対象者」のうち還付対象納税者に対して、損害相当額を賠償する方法を検討の上、速やかに還付すること。
- 3 今般のような「誤賦課」による「過誤納金」の再発防止対策として、「再建築費評点数及び再建築費評点数区分」を課税通知書に記載することを含め創意工夫して、納税者への説明責任を果たすこと。

以上、意見書を提出します。

令和3年12月17日

岩手県北上市議会

(提出先)

北上市長 高橋敏彦様